

《別紙》

資料 5

⑨『啓発・普及の広報活動』と『多面的機能の増進を図る活動の広報活動』について

- ① 「啓発・普及」活動…資源向上支払（共同）の農村環境保全活動
 - ② 「広報」活動 …資源向上支払（共同）の多面的機能の増進を図る活動
- ※何れも資源向上支払（共同）に取り組む場合は、**必須活動**です。

ただし、②の「広報」活動については、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、ならびに地域振興立法8法地域、いわゆる『**中山間地域**』においては、②は毎年度必須ではありません。（①は必須、②は任意）

① 「啓発・普及」活動…【目的】地域住民の参画を得るために実施

活動組織における地域住民（構成員）が活動の趣旨を正しく理解し、地域住民（構成員）の自主的、積極的な共同活動への参加を促すための活動

- ・組織（集落、構成団体等）での勉強会、研修会の開催
- ・組織内の活動状況の情報共有
- ・地域住民（構成員）の理解を深めるための**広報活動**
- ・話し合いの場の設置、等

② 「広報」活動…【目的】多様な主体の参画を得るために実施

多様な主体の当該組織の活動への参画を促進するための活動

- ・チラシ、パンフレット、広報誌、機関誌、ポスターの作成・頒布
- ・外部への情報発信のためのホームページの開設、更新
- ・関係団体等のホームページや広報誌等への掲載
- ・看板の設置、等

【注意】地域住民の理解を深めることを目的とする①の農村環境保全活動の「啓発・普及」活動における広報活動とは目的が異なりますので、両方に取り組む場合は、区分して行う必要があります。

※原則として、①における広報活動と、②における広報活動を別々に実施することが必要ですが、1つの広報活動のなかで、明確な違いが示せる場合にはこの限りではありません。

(参考)

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページ(活動の紹介ページ)に活動内容等を掲載することで②「**広報**」活動の要件達成ができます。

掲載を希望される組織は市町を通じて、ご連絡ください。

- ・特に様式は設けておりません。写真と簡単な説明文で構いません。
- ・組織で作成されているチラシなども掲載できます。
- ・農村環境保全活動における広報活動にも利用できます。
- ・すでに行っている広報活動に併せて、さらに情報発信したい組織も利用できます。
- ・Facebook にも活動の紹介を掲載することもできます。

是非ご活用ください。